

～障がい児入所施設における虐待の対応について～

障がい児入所施設の入所児童に対し、施設職員等から虐待が行われた場合の対応は、児童福祉法に規定されている、**被措置児童等虐待防止のための枠組み**が適用されます。
(障害者虐待防止法の適用範囲外)

被措置児童とは…里親等に委託されている児童、児童養護施設や障がい児施設等に入所している児童（契約入所の児童を含む）、一時保護もしくは一時保護委託をされている児童

虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した人には、**通告義務**が課せられており、発見した人は通告受理機関へ通告しなければならないことになっています。

通告受理機関 (法第33条の10)	都道府県（及び大阪市、堺市）の設置する福祉事務所、児童相談所、措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村
----------------------	---

被措置児童虐待対応の流れ(イメージ)

